

公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会MICE開催補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島市において、MICE（ミーティング、インセンティブ旅行、コンベンション、イベント等）の開催を促進するため、MICE推進に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、補助対象とするMICEの分類の定義は別表1のとおりとする。

(補助金の申請者)

第3条 補助を受ける者（以下「申請者」という。）は、MICEの主催者とする。

2 ミーティング、インセンティブ旅行においては、主催又はツアーを取り扱う旅行取扱事業者等も対象とする。

(補助金の交付対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 鹿児島市内で開催されるもの

(2) 鹿児島県外からの参加宿泊者数（開催日の前日から終了日までの期間において、鹿児島県外参加者が鹿児島市の宿泊施設に最も多く宿泊した日における当該宿泊者の総数をいう。ただし、インセンティブ旅行に該当するものについては、延べ宿泊者数とする。）が、別表2で定める区分に該当するもの

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象事業としない。

(1) 国又は地方公共団体が主催、共催するもの

(2) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの

(3) 公序良俗に反するもの

(4) 暴力団、暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するもの

(5) 物品の販売を目的とするイベントや入場料を徴収する興行など

(6) 補助事業において、収入が支出を上回る場合（ただし、ミーティング、インセンティブ旅行においてはこの限りではない。）

(7) その他、理事長が不相当と認めるもの

3 理事長は、補助事業が、鹿児島市を含む自治体からの補助金等（以下「自治体からの補助金等」という。）の交付対象とされている場合においても、この要綱による補助金の交付対象とすることができる。

4 理事長は、補助事業が、公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会シャトルバス等助

成制度（令和7年4月1日制定）による助成対象とされている場合においても、この要綱による補助金の交付対象とすることができる。

5 前1条の規定に関わらず、理事長が認める場合はこの限りでない。

（補助金の交付対象経費）

第5条 補助金の交付対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、MICE開催に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- （1） 会場使用料
- （2） 委託費
- （3） 印刷製本費
- （4） 広報費
- （5） 報償費
- （6） その他補助対象事業に要する経費として理事長が認めるもの

2 自治体からの補助金等の交付を受けた場合又は交付の決定を受けている場合は、補助対象経費の総額からその額を差し引いた額とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額又は別表2に定める額のいずれか低い額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てるものとする。

（補助金の加算額）

第7条 日本国内に居住していない外国人が参加したMICEについては、前条で算出した額に、外国人参加宿泊者数に5,000円を乗じた額を加算し、加算する額は500,000円を上限とする。

2 参加者が30カ国以上の参加国で構成される国際MICEにおいては、前条で算出した額に、200,000円を加算することが出来る。

（補助金の交付申請）

第8条 申請者は、当該MICEを開催する1ヵ月前までに次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- （1） MICE開催補助金交付申請書（様式第1）
- （2） 事業計画書（様式第2）
- （3） 収支予算書（別紙1）
- （4） 誓約・同意書（様式第3）
- （5） 企業と申請者の間で交わされた契約書等の写し（ミーティング及びインセンティブ旅行の申請者が旅行取扱事業者の場合） ※収支予算書不要

- (6) 出発地から鹿児島市内までの行程表（ミーティング及びインセンティブ旅行の場合）
 - (7) その他理事長が必要と認める書類
- （補助金の交付決定）

第9条 理事長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付を決定する。

- 2 理事長は、前項の決定をしたときは、M I C E開催補助金交付決定通知書（様式第4）により、速やかにその決定の内容を申請者に通知するものとする。
- （補助金の告知等）

第10条 申請者は、補助事業の実施にあたり、作成する媒体に別表3に示すロゴマーク及び告知定型文を用いて、鹿児島観光コンベンション協会から補助を受けている旨を表示しなければならない。

- 2 ミーティング、インセンティブ旅行においては、この限りではない。
- （補助金交付決定後の計画変更等）

第11条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、M I C Eの内容を変更又は中止する場合は、事前にM I C E開催補助金変更交付申請書（様式第5）に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

（補助金の変更交付決定）

第12条 理事長は、補助金の交付の決定をした場合において、前条に規定する申請書の提出があったときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容を変更することができる。

- 2 第9条第2項の規定は、前項の決定をした場合について準用する。
- （実績報告）

第13条 補助金の交付決定を受けた申請者は、交付対象となるM I C Eの終了後、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) M I C E開催補助金実績報告書（様式第6）
- (2) 事業実績書（様式第7）
- (3) 収支決算書（別紙2）
- (4) 参加宿泊数証明書（様式第8-1）又は参加宿泊者数名簿（様式第8-2、別紙3）
- (5) 出発地（国名・県名）から鹿児島市内までの最終行程表（旅のしおり）または大会プログラム（ミーティング及びインセンティブ旅行の申請者が旅行取扱事業者の場合）※収支決算書不要
- (6) 主催者アンケート及び参加者アンケート
- (7) その他理事長が必要と認める書類

- 2 前項の規定に基づく書類の提出は、交付対象となるM I C Eが終了した日から1ヶ月以

内に行うものとする。ただし、理事長があらかじめ申請者に対し別に書類の提出期限を通知している場合は、この限りではない。

(補助金の交付確定)

第14条 理事長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付確定を行い、MICE開催補助金交付確定通知書(様式第9)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 前条の通知を受けた者は、MICE開催補助金交付請求書(様式第10)を、理事長に提出しなければならない。

2 前項に記載する金融機関の口座は申請者名義のものとし、異なる場合は委任状を提出しなければならない。

(補助金の交付)

第16条 理事長は、前条により請求が行われたときは、速やかに申請者が指定した金融機関の口座へ交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第17条 申請者から提出された申請書類等に虚偽の記載があったときは、補助金の交付の決定を取り消すとともに、既に交付している補助金があった場合は、申請者は当該補助金を返還するものとする。

(関係書類の保存)

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付対象事業について収支を明らかにした書類を5年間保存しなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めることのほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第1項第3号及び第6条第1項の規定の適用について、「県外」とあるのは、この要綱の施行の日から令和4年3月31日までの間においては「鹿児島市外」とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第1項第3号及び第6条第1項の規定の適用について、「鹿児島県外」とあるのは、この要綱の施行の日から令和5年3月31日までの間においては「鹿児島市外」とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前の別記様式による申請等については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月20日（以下、「施行日」という。）から施行し、同月1日以降に申請があったもの（施行日において既に交付決定がなされているものを除く。）から適用する。

(令和9年3月31日までの間における交付対象事業の特例)

2 施行日から令和9年3月31日までの間における改正後の公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会MICE開催補助金交付要綱第4条の規定は適用については、同条第1項第1号中「開催されるもの」とあるのは「開催され、かつ、開催期間に令和9年3月16日から同月31日までの期間を含まないもの」とする。

別表1 (分類の定義)

分類	主催者区分	定義
M (ミーティング)	企業	企業会議、大会、研修会等の会合等 スポーツキャンプ、合宿
I (インセンティブ旅行)	企業	報奨旅行、研修旅行 顧客の招待等を目的とした旅行
C (コンベンション)	学会、団体等	学術会議、大会、国際会議等
E (エキシビジョン・イベント)	企業、団体等	見本市、展示会、文化イベント、 スポーツ大会、国際交流イベント等

別表2 (参加宿泊者数の区分および分類ごとの補助金算定基準額)

	分類① (一般)	分類② (学術系・スポーツ系)	分類③
	M・C・E	M・C・E	I
50~99人	50,000円	100,000円	1,000円 ×延べ人数
100~199人	100,000円	150,000円	
200~399人	150,000円	200,000円	200,000円
400~599人	200,000円	300,000円	
600~799人	250,000円	400,000円	
800~999人	300,000円	450,000円	
1,000~1,999人	400,000円	600,000円	
2,000人以上	500,000円	750,000円	

別表3 (ロゴマーク及び告知定型文)

鹿児島観光コンベンション協会 MICEロゴマーク		
告知定型文	<p>【日本語】「本事業は、公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会のMICE開催補助金を活用しております。」</p> <p>【英語】「This events is supported by a subsidy from the Kagoshima Convention & Visitors Bureau.」</p>	